

令和7年度手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

広島県内

4 目的

本県では、「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」の制定（令和7年11月1日施行）にあたり、「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」について、広く県民に普及啓発を行う必要がある。

そのため、条例制定の目的や理念について県民の理解と関心の増進を促すため記念イベントを開催する。

5 イベント概要

名称	「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」制定記念イベント
開催日時	令和7年12月23日（火）15：00～18：00（予定）
会場	紙屋町シャレオ中央地下広場 ※委託者で事前に10:00～20:00の間で、会場予約済み。 ※使用可能範囲は別紙の緑の枠内。A～D、aは他業者が使用予定。
ターゲット	県民（特に手話や障害の特性に応じた意思疎通手段について馴染みのないもの）
目標	○ 来場者：200人以上 ○ 事業目標：手話言語及び障害特性に応じた意思疎通手段に関する県民の理解促進

6 イベント内容企画・運營業務 委託業務

普及啓発のためのイベントの内容を企画・提案する。必ず盛り込む内容は以下のとおり。

（1）ステージイベント

ア 条例の説明（15分程度）

委託者から条例の内容について説明する。

イ 条例制定を記念した講演

- ・ 条例制定に関連させた手話言語や障害特性に応じた意思疎通手段をテーマにした講演とする。講演の趣旨にふさわしい出演者の選定及び出演交渉を行うこと。
- ・ 出演者は1人以上とし、オンラインでの出演は不可とする。

ウ 東京2025デフリンピックの報告会

- ・ デフリンピック出場選手を2人（組）以上出演させて、大会の報告を行う。

- ・ 特に広島県選出選手やメダルを獲得した選手等イベントの趣旨にふさわしい出演者の選定及び出演交渉を行うこと。
- ・ オンラインでの出演は不可とする。

エ 手話パフォーマンス、手話教室

- ・ 手話ダンスや手話歌、手話劇等のパフォーマンスや手話教室を実施する。
- ・ イベントの趣旨にふさわしい出演者の選定及び出演交渉を行うこと。
- ・ 出演者は2組以上とし、オンラインでの出演は不可とする。

(2) 販売ブース

障害者福祉事業所が作成したお菓子・パン等の販売ブースを設置する。

ブースの詳細については、契約締結後、受託者が以下団体と調整すること。

- ・ ふれ愛プラザ（運営：（公社）広島県就労振興センター）

(3) 障害者団体による各意思疎通手段の啓発

障害者団体が各意思疎通手段について啓発する。障害の特性に応じた意思疎通手段の理解促進のため、効果的な企画を提案すること。（例：ブース設置、ステージ発表等）

（障害者団体の例）

広島盲ろう者友の会（視聴覚障害）、広島県ろうあ連盟（聴覚障害）、広島県難聴者・中途失聴者支援協会（聴覚障害）、広島県手をつなぐ育成会（知的障害）、広島自閉症協会（発達障害）、広島県身体障害者団体連合会（身体障害）、広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害）、広島難病団体連絡協議会（難病）、広島県言語聴覚士会（失語症）、広島ハーネスの会（聴導犬）、その他

(4) 広報用資料の配布

下記①～④を⑤に封入し、会場内で配布する。300 セット作成する。

内容	仕様等
①チラシ	7(1)のとおり
②アンケート	委託者が作成及び印刷し受託者へ提供する。
③啓発リーフレット	
④景品	条例の内容について広報啓発効果が高いものとする。 例) ポケットティッシュ
⑤ビニール袋	透明、手提げ

(5) アンケート回収

アンケートの回答者に抽選等の方法により景品を配付し、アンケートの回答数を増やす工夫を図ること。なお、景品については、1 つにつき 500 円以下とし、障害の特性に応じた意思疎通手段を記載する等、広報啓発効果が高いものとする。

(6) 進行・演出・運営管理等

ア イベントの進行管理、業務実施体制、運営スタッフの構成等の設計等を行い、進行管理、業務実施等に必要となる十分な人員を確保すること。

- ①司会者、②全体管理ディレクター、③進行管理ディレクター、④アシスタントディレクター、⑤音響機材オペレーター等、⑥運営補助スタッフ、⑦警備員、⑧障害特性に応じた意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者、通訳・介助者、失語症向け意思疎通支援者）
- イ 開催までの全体スケジュールを作成し、実施主体、ステージ出演者及び各障害者団体等（以下「関係者等」という。）との連絡調整を行うこと。
- ウ 目的及びターゲット層を意識した啓発効果の高い人物やキャラクター等の起用または催しを企画し、イベントへの参加を促す措置を講じること。
- エ 旅費は、広島県の規定（広島県職員の旅費に関する条例等に基づく所要の費用を弁償する）を参考に出演者に交渉すること。
- オ 関係者等用の運営マニュアル、各会場のシナリオ（進行要領）及びレイアウトを令和7年12月12日（金）までに作成し、県に提出・報告を行うこと。
- カ 事前協議が必要なイベント等については、県及び関係者等と協議し、必要な事務を行うこと。
- キ 各会場及び会場周辺は、来場者及び関係者等の安全を十分配慮するとともに、清掃やごみの処理などを徹底し、美化に努めること。
- ク 緊急時を想定し、円滑な対応が執行できる体制を整備すること。
- ケ イベントの来場者数を計測し、報告すること。

（7）会場準備・設営・撤去等

- ア 会場準備にあたっては、会場使用に伴う使用料や設営撤去立合料等必要な経費を支払うこと。会場管理者から示された会場使用料は、132,000円（税込）、設営撤去立合料は別途であるため、会場管理者と調整し支払うこと。会場使用の効率化・円滑化を図るため、受託者において会場管理者との連絡調整を行うこと。
- イ 会場設営にあたっては、会場管理者の指示に従うとともに、来場者に分かりやすい動線やバリアフリーに配慮すること。
- ウ 会場内のステージに、映像、音響、電気設備等を配置するなど、イベント等の実施に必要なとなる設備や備品等を設営すること。
- なお、要約筆記用のスクリーンやプロジェクターを確保すること。
- エ 会場にはメインステージ、椅子、ブース等イベント開催のために必要な物（サイズ・個数を含む）を配置すること。
- オ 講演等に必要な機材及び配布資料等は、事前に関係者等から十分な確認を取り、設置又は印刷・配布すること。
- カ 会場運営に必要な機材、展示物及び配布資料などを運搬（搬出入）行うこと。会場管理者の指示により、安全に十分配慮すること。
- キ 撤去にあたっては、会場管理者の指示に従うとともに、ごみ処理及び会場の現状復旧を行うこと。

7 普及啓発・広報業務 **委託業務**

イベントを県内に広く周知するため、啓発を行う。必ず盛り込む内容は以下のとおり。

（1）啓発用のチラシ制作・納入業務

- ア 仕様

(ア) 規格：A 4 版、両面刷り、カラー、音声コード入り

(イ) デザイン

- ・ ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
- ・ デザインについては、修正指示を出す場合がある。また、最終決定後、校正作業を最大3回想定すること。

(ウ) 必ず記載する記載内容

- ・ イベントの宣伝
- ・ 条例制定と条例の概要（「手話は言語」、「障害に応じた様々な意思疎通手段」等）
- ・ 窓口（県障害者支援課 地域生活・発達障害G）の電話番号と組織メール
- ・ 主催：広島県

イ 印刷枚数：1,500 枚

ウ 納入

(ア) 納入場所・枚数（詳細は別途指示する。）

- ・ 障害者支援課：550 枚程度
- ・ 市区町、学校、関係団体、200 箇所程度：市区町 15 枚、その他 2 枚程度
- ・ 受託者により納入すること。また、納入の際は、所定の送り状を同封し発送すること。なお、納入完了後は、納品書等の納入したことを示す証拠書類を提出すること。

(イ) 納入期限：令和7年11月21日（金）※困難な場合は委託者と要調整。

(ウ) その他：ホームページ掲載用の電子データも併せて納入すること。

(2) 啓発用のポスター制作・納入業務

ア 仕様

(ア) 規格：B 2 判、カラー

(イ) デザイン

- ・ 掲出場所である公共機関等の利用者が、条例やイベントに対して関心を持ち、イベントへの参加を促す内容であること。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
- ・ デザインについては、修正指示を出す場合がある。また、最終決定後、校正作業を最大3回想定すること。

(ウ) 必ず記載する内容

- ・ イベントの宣伝
- ・ 条例制定と条例の概要（「手話は言語」、「障害に応じた様々な意思疎通手段」等）
- ・ 窓口（県障害者支援課 地域生活・発達障害G）の電話番号と組織メール
- ・ 主催：広島県

(エ) 印刷枚数：300 枚

イ 納入

(ア) 納入場所、枚数（詳細は契約締結後別途指示する。）

- ・ 障害者支援課：70 枚程度
- ・ 市区町、学校、関係団体、200 箇所程度：市区町 15 枚、その他 2 枚程度
- ・ 受託者により納入すること。また、納入の際は、所定の送り状を同封し発送すること。なお、納入完了後は、納品書等の納入したことを示す証拠書類を提出すること。

(イ) 納入期限：令和7年11月21日（金）※困難な場合は委託者と要調整。

(ウ) その他：ホームページ掲載用の電子データも併せて納入すること。

(3) インターネット媒体を活用したイベントの広報

広く条例制定について周知するとともにイベントへの参加を促すため、SNS広告を中心として効果的なプロモーションを行うこと。また、広報途中において、ウェブ広告の分析を1～2週間ごとに行い、県に考察を含むレポートを提出のうえ協議し、より効果的な媒体に予算配分を行うなど柔軟に対応すること。

(4) 特設サイトの開設

次に掲げるウェブサイトを、イベント当日1か月前頃には開設し、イベント終了後1か月程度残すこと。企画提案時に特設サイトの全体像が分かるような画面イメージを提出すること。

項目	内容
全般	ウェブサイト環境
	○ 作業場所は原則として受託者にて準備すること。 ○ 制作用機器及び使用材料は原則として受託者にて準備すること。 ○ その他、貸与を希望する資料等があれば申し出ること。
	仕様
	○ PC、スマートフォン、タブレット等端末の種類・画面サイズに応じて、デザインが最適化されること。 ○ safari、Microsoft Edge、Google Chrome等のブラウザは、最新版に対応すること。 ○ 主要なブラウザで、初期設定状態で想定した画面レイアウトどおりに情報（テキスト、画像、プラグイン、リンクなど）が表示され、問題なく動作すること。 ○ サイト内のあらゆる情報の配置を整え、ユーザーにとって分かりやすいレイアウトにすること。 ○ ウェブサイトの分析ができるように Google Tag Manager及び Google Analyticsを導入すること。 ○ 情報はテキストとして構築するなどアクセシビリティに配慮し、制作すること。 ○ サイト上に他社の広告が入らないようにすること。
	情報セキュリティ管理
	○ 個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。 ○ 事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らさないこと。（その職を退いた後も同様とする） ○ 県が用意するSSL証明書を利用すること。 ○ サイト内の全ページにおいて常時SSL化に対応すること。 ○ セキュリティ対策として IPA（独立行政法人情報処理推進機構）セキュリティセンターの「安全なウェブサイトの作り方」を参考にウェブセキュリティを確保すること。 ○ ログ管理を行うか、ログ管理機能等のあるサーバを利用すること。 ○ インシデント発生時の対応策を事前に定めておくこと。内容については、県と相談すること。
	サーバ、ネットワーク
	○ 公開に必要なサーバなどのハードウェアについてはレンタルサーバなどを用いるなど、設置場所を不要のものとすること。ただし、海外サーバやセキュリティに不安のあるレンタルサーバ等は避け

		ること。 ○ 県のサブドメインを使用すること。 ○ 利用者がストレスなくサイトを利用できるように適切な通信速ネットワークを使用すること。
	運用	○ 受託者によりサイトへの掲載まですべて（企画・設計・構成・編集・掲載・掲載後の修正）を行うこと。 ○ 掲載内容は、県と確認調整し、校正（最終決定後、最大3回）を行うこと。 ○ 特設サイトの更新頻度はコンテンツの内容等によるが、特設サイト開設期間中はコンテンツの追加等に応じて定期的に更新すること。 ○ 新たな脆弱性が発見された場合は速やかに対応すること。
	運用経費	○ サイトを公開するための経費については委託料に含めること。
特設サイトの内容		
	トピックス	○ 必ず記載する内容 ・ 記念イベントの宣伝 ・ 条例制定と条例の概要（「手話は言語」、「障害に応じた様々な意思疎通手段」等） ・ 窓口（県障害者支援課 地域生活・発達障害G）の電話番号と組織メール ・ 主催：広島県 ○ 特設サイトから当日のイベント参加へ促すための工夫をすること。

8 本業務の目的に応じたその他の提案 **委託業務**

上記に掲げる業務以外に、条例制定の目的や理念について県民の理解と関心の増進を促すため効果的な企画があれば提案すること。

9 企画提案に当たっての留意点

企画提案書には次の内容について明記すること。

ア 企画提案書には、ターゲット層に記念イベントへの参加を促し、集客目標 200 人以上を達成するための具体的かつ効果的な手法について明記すること。

イ 企画趣旨、ねらい、クリエイティブ案、ターゲティング案、広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック単価、CV 設定、CV 数、CV 単価、CV 率）を明確にすること。

ウ インターネット媒体を使用した広報は、以下の点に留意すること。

- ・ WEB 広告にあたっては、ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通して、社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。
- ・ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに委託者に報告するとともに、委託者の対応指示に従うこと。
- ・ アドベリフィケーション（広告の適切性についての検証）を確実にするよう十分に確認すること。
- ・ 広島県全域の広報計画を立てること。

10 業務進行スケジュール

契約締結後、10 日以内に業務全体の進行スケジュール表を作成し、委託者に提出・承諾を得ること。

なお、最低限以下の項目を含めること。

- (1) イベント：出演者打ち合わせ時期
- (2) 特設サイト、インターネット媒体を活用したイベントの広報：制作時期、第 1 稿～第 3 稿の提出時期、公開までのスケジュール
- (3) ポスター、チラシ、景品：第 1 稿～第 3 稿の提出時期、納品までのスケジュール
- (4) 本業務の目的に応じたその他の提案：スケジュール

11 業務に関する留意事項

また、既存の資料等について、保管場所から運搬し、事業の実施期間中保管すること。運搬及び保管に係る費用については受託者の負担とする。

12 成果品の提出

作成したチラシ、ポスター、景品、その他啓発物及び各種電子データ

13 監理体制

受託者は、本業務を確実に実施・履行する組織体制（体系図、責任者、役割分担等）及び連絡体制を示すこと。

14 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。また、受託者は、業務の一部（管理業務を除く。）を再委託することができるが、その場合、再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の会社概要及びその執行体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の了解を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項への対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

(3) 成果品の利用（二次利用等）

本件プロポーザル及び業務により得た著作権（成果物の著作権を含む。また、制作過程で作られた素材等成果物の著作権も含む。）その他の権利は、全て広島県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的な利用も可能なように対応すること。

また、本件プロポーザル及び業務に当たり、著作権等第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該使用した提案者又は受託者が負うものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合に、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

(6) その他

業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、県の決定するところによるものとする。

また業務の実施にあつては、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況により、委託者と受託者間で随時協議を行い変更等が生じた場合は、委託料の範囲内において対応すること。

15 事業の実施期間

契約日から令和8(2026)年3月31日まで

16 契約上限額

3,728千円(消費税及び地方消費税を含む。)

17 契約方法

随意契約による。(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)

18 その他

(1) 業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、県の決定するところによるものとする。

(2) その他、特別の事情が生じた場合、双方協議の上、委託条件等を変更できるものとする。